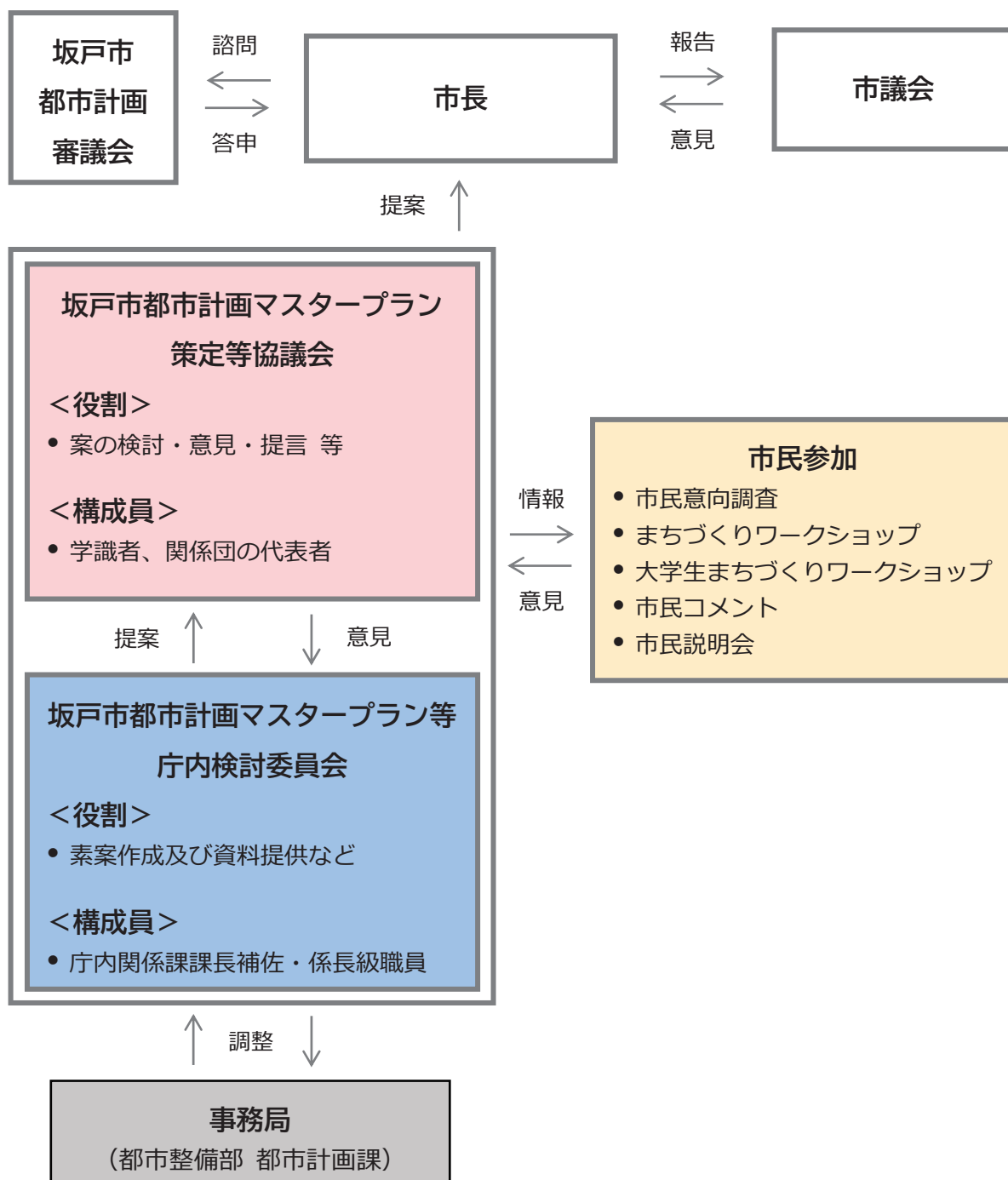


參考資料

1 策定の経過

(1) 策定の体制



(2) 策定の経過

	月日	会議体
令和5年度	7月27日	第1回庁内検討委員会
	8月9日～ 8月23日	市民意向調査
	11月6日	都市計画審議会（報告）
	12月14日	第2回庁内検討委員会
	1月14日 1月20日 1月21日 1月27日 1月28日	まちづくりワークショップ（地区別）（計9回）
	1月30日	大学生まちづくりワークショップ
	3月7日	第3回庁内検討委員会
令和6年度	5月31日	第4回庁内検討委員会
	7月4日	都市計画審議会（報告）
	7月10日	第1回策定等協議会
	8月29日	第5回庁内検討委員会
	9月24日	第2回策定等協議会
	11月1日～ 12月2日	市民コメント
	11月5日	都市計画審議会（報告）
	11月6日 11月7日 11月8日 11月9日 11月14日	市民説明会
	12月6日	第6回庁内検討委員会
	12月25日	第3回策定等協議会
	1月22日	都市計画審議会（諮問・答申）

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編

(3) 坂戸市都市計画マスタープラン策定等協議会名簿

氏名（敬称略）		備考
会 長	鈴木 一生	城西大学経営学部助教
職 務 代 理	及 川 康	東洋大学理工学部教授
委 員	本 橋 聡	坂戸市商工会
委 員	亀田 康好	いるま野農業協同組合
委 員	荒井 謙二	坂戸市地域公共交通活性化協議会
委 員	新 井 勇	社会福祉法人 坂戸市社会福祉協議会
委 員	栗原 和男	三芳野地区
委 員	今井 康晴	勝呂地区
委 員	綿貫 富男	坂戸地区
委 員	杉本 政弘	入西地区
委 員	弓削田 隆	大家地区



2 市民参加

(1) 市民意向調査

目 的	坂戸市都市計画マスタープランの策定を進めるにあたり、市民がまちづくりに関してどのように感じているか等の意見を把握することを目的として、まちづくりに関するアンケート調査を行いました。
回 答 者	18 歳以上の市民を対象に、無作為に抽出し回答者となりました。
調 査 方 法	配布方法：回答者に調査票を直接郵送 回収方法：郵送による回収／QR コードによる回答
調 査 期 間	令和 5 (2023) 年 8 月 9 日～令和 5 (2023) 年 8 月 23 日
配布・回収数	配布数：3,000 通 回収数：1,072 通（郵送：909 通、QR コード：163 通） 回収率：35.7%

(2) まちづくりワークショップ

■実施概要

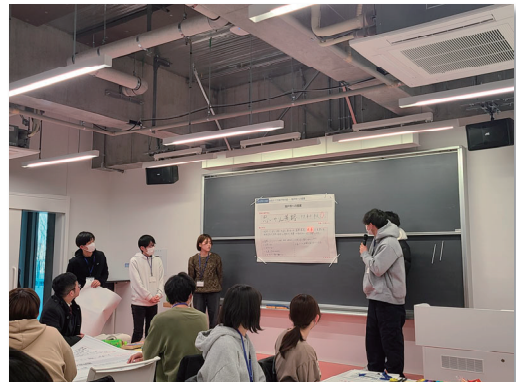
目 的	坂戸市都市計画マスタープランの策定にあたり、市民の声を聴く場を設け、意見・要望・提案等の情報を収集することを目的として実施しました。	
実施期間	令和 6 (2024) 年 1 月 14 日～1 月 28 日	
参加人数	計 53 名	
ワーク内容	【テーマ】 第 7 次坂戸市総合計画の将来像「住みつづけたいまち 子育てしたいまち さかど」の実現に向け、多くの人が「住みたい」「住み続けたい」「子育てしたい」と思える都市になるには？ 【実施内容】 ①お住いの地区の良い点（魅力）・改善すべき点の検討 ②魅力を伸ばす・改善するための具体的な取組、アイデアの検討	
実施日程	日時	対象地区
	令和 6(2024)年 1 月 14 日	城山地域交流センター区
	令和 6(2024)年 1 月 20 日	千代田地域交流センター区 中央地域交流センター区
	令和 6(2024)年 1 月 21 日	大家地域交流センター区 浅羽野地域交流センター区
	令和 6(2024)年 1 月 27 日	勝呂地域交流センター区 三芳野地域交流センター区
	令和 6(2024)年 1 月 28 日	入西地域交流センター区
		北坂戸地域交流センター区



(3) 大学生まちづくりワークショップ

■実施概要

目 的	坂戸市都市計画マスタープランの策定にあたり、検討している計画内容について、大学生の柔軟な発想をもとに、今後に向けた取組みやアイデアを考えてもらうことで、分野別のまちづくり方針等への検討・参考材料にすることを目的として実施しました。
対 象	城西大学の学生
実 施 日	令和6（2024）年1月30日（火）13：30 ～ 15：30
参 加 人 数	37名
ワーク内容	【テーマ】 第7次坂戸市総合計画の将来像「住みつづけたいまち 子育てしたいまち さかど」の実現に向け、多くの人が「住みたい」「住み続けたい」「子育てしたい」と思える都市になるには？ 【実施内容】 ① どうしたら坂戸市に「住みたい」「子育てしたい」と思ってもらえるか、各まちづくり目標（テーマ）の視点から、今後取組むべき内容・アイデアについて検討 ② 上記を踏まえ、今後のまちづくりに向けた坂戸市への提言を検討



(4) 市民コメント

■実施概要

目 的	坂戸市都市計画マスタープラン（案）及び坂戸市立地適正化計画（案）を公表し、広く市民から意見を求めるために実施しました。
実施期間	令和6（2024）年11月1日～12月2日
実施結果	意見提出数 3件（うち団体1件）

3 用語解説

あ行

IC(インターチェンジ)

主として自動車用道路と一般道路とを連結路により接続する道路施設。
(InterChange の略)

ICT

情報通信技術。(Information and Communication Technology の略)

アクセス道路

ある目的のところへ行くための道路。

AI

人工知能。(Artificial Intelligence の略)

インクルーシブ遊具

体に障がいがある子も、ない子も一緒に遊べる遊具。

SNS

個人間の交流を支援するサービス(サイト)。(Social Networking Service(Site)の略)

NPO(特定非営利活動法人)

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織。
(Non Profit Organization の略)

延焼遮断帯

幹線道路や河川、鉄道、公園などの都市施設と沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより火災の延焼拡大を阻止する帯状の不燃空間。

か行

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。下水道のない地域での水環境の汚染の防止に有効。

環境教育

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の重要性を認識して責任ある行動がとれるようにすることを地域社会へ広げていく教育。

幹線道路

市内の拠点間や地域間との連続的な道路ネットワークを担う道路。

既成市街地

都市において、既に建物や道路などができあがって、市街地が形成されている地域をいう。

狭あい道路

車のすれ違いなどが困難な、通行に支障のある狭い道路。

協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

居住誘導区域

立地適正化計画で定めた、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・住居環境の向上や防災・減災等多様な効果を得ようとする事。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

公共交通

電車、バス、タクシーなどの誰もが利用できる移動手段。

洪水浸水想定区域

洪水により相当な被害のおそれがあるとして、河川管理者が指定した河川が氾濫した場合に、浸水が想定される水防法第 14 条に基づく区域。

交通結節点

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所。

コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの意味などで使用される。

さ行

支え合い交通

自治会・町内会、NPO 法人、支え合い協議会と社会福祉法人等が協力しながら、買い物や外出等で移動に困っている地域住民の方に向けた移動支援を行う取組。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自主防災組織

町内会・自治会・管理組合などを単位に構成されている防災組織のこと。災害時には近隣相互の助け合いのもと、防災活動を円滑に行うため、防災訓練の実施や防災活動用資材の確保、各家庭における日頃からの防災意識の高揚などの活動を行っている。

市民農園

自然とのふれあいを求める市民のレクリエーション活動の場として、農業体験を行えるよう農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園。

主要幹線道路

近隣都市との連続的な道路ネットワークを担う道路。

循環型社会

製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

省エネルギー

エネルギーを効率的に利用し、消費量をできる限り少なくするよう努めること。

条例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

SIC(スマートインターチェンジ)

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアから乗り降りができるように設置される ETC 搭載車専用のインターチェンジ。(Smart InterChange の略)

スマートコミュニティ

家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

生活道路

住宅地内などを通る生活に密着した道路。

ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物。

た行

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。

超スマート社会(Society5.0)

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決の両立する人間中心社会。

デマンド交通

デマンド型交通は、路線バスや市民バスの定時定路線型の交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が存在する。

DX

デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語で、様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革。

都市機能誘導区域

立地適正化計画で定める誘導施設を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

都市計画決定

道路や公園など生活に必要な施設の計画内容を一定の法的手続により、決定すること。

都市計画事業

都市計画法により認可または承認を受けて行われる道路や公園などの都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の 1 つで、都市計画決定された道路のこと。

土地区画整理事業

地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することにより、居住環境を向上し、区画を整形化して利用増進を図る事業。

な行

農業振興地域（農用地区域）

農業振興区域（相当期間にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として県が指定）内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

ネットワーク

「網細工、網の目のような組織」の意味であり、ここでは市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

ノンステップバス

車イスの利用者や高齢者、障害者など、誰でも乗降しやすいよう、床を低くし、乗降口の階段をなくしたバス。

は行

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することを目指す。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義的に障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味。

ビオトープ

ドイツ語の Bio（生命）と Tope（場所）との合成語。野生生物が共存共生できる生態系を持った場所や空間のこと。

ヒートアイランド現象

郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象。

PPP

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ること。（Public Private Partnership の略）

PFI

公共事業を実施するための手法。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。（Private Finance Initiative の略）

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐために、建築物の構造を制限することにより不燃化を図るなどの、都市計画法で定める地域地区の1つのこと。

防災拠点

地震などの大規模災害時に、地域住民などが一定期間の避難生活をする場所。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられたみどりのある小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケット程度の公園という意味。

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

ま行

未利用地

市街地内における工場の跡地や不耕作地など、土地利用が行われていない土地のこと。

や行

誘導施設

立地適正化計画において定めた、人口減少・高齢化社会においても、市民の生活利便性を維持するために、その立地を誘導すべき施設。

ユニバーサルデザイン

高齢者・障害者だけでなく誰もが使いやすいように配慮された施設などのデザイン。

ら行

ライフサイクルコスト

施設の建設から維持管理修繕、解体廃棄に至るまでの全ての期間に係る全体的なコスト。施設の生涯費用。

リサイクル

資源の再生利用・循環使用のこと。システムとして確立することにより、環境への負荷低減や省資源・省エネルギー、ごみの減量化などの効果が期待できる。

立地適正化計画

一定の人口密度を維持する「居住誘導区域」と医療、福祉、商業等の施設を維持・誘導する「都市機能誘導区域」を設定するとともに公共交通を充実させることで、都市全体の構造を見直し、人口減少の中にあっても持続可能なまちづくりを推進するための計画。

緑地協定

都市緑地法に基づく制度。地域の人々の合意で、みどり豊かなまちをつくる約束を交わす制度。

レクリエーション

休養、娯楽。精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動。

わ行

ワークショップ

作業場・研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編

坂戸市都市計画マスタープラン

発行 坂 戸 市

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

電 話 049-283-1331（代表）

企画・編集 坂戸市都市整備部都市計画課



坂戸市都市計画マスタープラン
令和7(2025)年3月
発行 坂戸市